

「川内原発差し止め 却下について」

2015年4月25日

九州電力川内原発の再稼働差し止めを求めた仮処分申し立てに対し、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は22日、却下する決定をした。福井地裁の樋口英明裁判長は高浜原発再稼働に対し「緩やかで不合理」と認めなかったが、前田裁判長は川内原発に対し「最新で科学的」と認める真逆の判決を下した。川内原発再稼働差し止め訴訟の争点は①地震対策が十分であるか、②火山による危険はないか、③避難計画は万全であるかであった。前田裁判長は「新基準（原子力規制委員会が出したもの）は専門家の審議で定められ、不合理な点はない」とし、耐震設計の目安となる地震の揺れが「自然現象の不確かさを考慮して定めており、新基準に適合するとした判断に不合理な点はない」と認定した。

脱原発弁護団全国連絡会議、共同代表の河合弘之氏と海渡雄一氏は抗議声明を出している。「人権の砦として国民の人格権を守るという司法の責務を負いながら、数々の電力会社と国の説明の不合理さをみとめながら、再稼働を認めないという司法判断を示すことができなかった裁判官に対して、その行政への迎合と臆病な態度を、我々は強く非難しなければならない」と激しく反発している。そして縷々、新基準を超える負荷がかかった場合、安全は確保されないと論じている。また、火山噴火のリスクに関し「火山学者50人にアンケートを実施したところ、そのうち29人がカルデラ火山の破局的噴火によって本件原子炉施設が被害を受けるリスクがあると回答したとの報道がある」と認定し、新基準に疑問を呈していることは明らかであると述べている。更に、鹿児島県知事は10km以遠の地域に関しては実効性のある避難計画を定めることは不可能であると自認しているにもかかわらず、避難計画に問題はないとすることは不当であると主張している。

私は二つのことを思う。一つは、訴訟にかかる住民の費用負担の問題である。九州電力は審議において、裁判長の問いに答える形で「川内原発二基を一日稼働しないだけで約5億5千万円の損失が出る。この点を考慮し妥当な金額を決定すべきだ」と担保金を求めた。減額されても何百億円にもなる可能性がある。弁護団から審議のやりとりを聞いた申立て人の住民二十数名の半数が離脱したという。梓沢和幸弁護士は「担保金を取るのは、ほぼ対等な関係のある者同士の話だ。再稼働差し止めは、ゾウのような電力会社と、アリのような立場の住民との闘いだ。担保金が払えないなら仮処分は出しても効力はない、という事態になってしまう」と指摘している。住民の申し立ての権利を奪い、萎縮させるようなことがあってはならない。強く大きな者の前では「黙れ」では民主主義が崩壊してしまう。

第二の点は、原子力規制委員会が出した新基準が、どれほど安全なものか素人には全く理解できないことである。これは、裁判官でも同じではないか。基準を作っても、それを超える大災害（地震、津波、火山噴火）が起こることもありうる。そして、原発は一度、事故を起こせば取返しがつかない。核は人間の科学では制御できないものである。原発の問題は未来の世界に対する倫理・哲学の問題ではないか。

ドイツでは20数年かけて、原発の是非について議論してきた。メルケル首相は「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」を設置し、議論を重ねた。そして、チェルノブイリ、福島原発事故を踏まえ「倫理的に脱原発」を選択した。倫理委員会は政治家、学者、哲学者、宗教家などで形成し、原発関係者は一人もいなかった。経済の問題とせず、未来を構築する倫理・哲学の問題として脱原発に舵を切ったのである。このメッセージに学ぶことが、今、日本に必要なではないか。